

令和8年7月10日

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集 ー市町村デジタル同報系防災行政無線等に係る制度整備ー

総務省は、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案について、令和8年7月11日（土）から同年8月10日（月）までの間、意見を募集します。

1. 概要

(1) 市町村デジタル同報系防災行政無線

市町村デジタル同報系防災行政無線は、屋外拡声器や戸別受信機を通じて、市町村から住民へ防災・行政情報を即時・同時に伝達するシステムです。

近年、16値直交振幅変調方式（16QAM方式）を採用する自治体から、より低コストで整備可能な4相位相変調方式（QPSKナロー方式）への移行要望が寄せられています。これを踏まえ、本改正案は、両方式を同一周波数帯で割当可能とするための周波数共用条件を定めたものです。

(2) 消防事務に係る署活動用陸上移動局

消防事務に係る署活動用陸上移動局は、市町村等において、通常、方面消防本部又は消防署の管内で、現地指揮本部と隊員間並びに隊員相互間の指揮命令及び情報連絡に活用されています。

山岳地域においては地形や障害物の影響により通信環境が制約されることを踏まえ、当該地域での通信品質の向上を図るため、空中線電力の増力を可能とする審査基準を定めたものです。

2. 意見募集対象等

(1) 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（別紙1）

(2) 意見提出期間

令和8年7月11日（土）から令和8年8月10日（月）まで〈必着〉

（郵送による提出の場合、締切日の消印有効とします。）

詳細については、意見公募要領（別紙2）を御覧ください。

3. 今後の予定

意見募集の結果を踏まえ、所要の改正を速やかに行う予定です。

4. 資料の入手方法

資料は、総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 重要無線室（総務省 10 階）において閲覧に供するとともに配布します。また、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

連絡先

総務省 総合通信基盤局 電波部

基幹・衛星移動通信課 重要無線室

担当：宮良課長補佐、中島重要無線係長、佐々木官

住 所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2

中央合同庁舎 2 号館

電 話：03-5253-5888

E-mail：j-musen_atmark_soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています
ので、ご送信の際は、「@」に変更してください。）

○総務省訓令第 号
 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 [第1 略] 第2 陸上関係 [1 略] 2 公共業務用無線局 (1) 公共業務用（通信事項が防災行政事務に関する事項又は防災行政事務に係る無線設備の運用監理に関する事項の無線局（以下この(1)において「防災行政無線局」という。）の場合に限る。） 防災行政無線局の審査は次の基準（狭帯域デジタル通信方式を使用する固定局にあつては、次の基準のほか、4（14）の基準）により行う。 [ア～セ 略] [別表(1) —1—1 略] 別表(1) —1—2 都道府県デジタル総合通信系（四値周波数偏位変調を使用するものに限る。）の周波数等の使用計画について	別紙2 [同左] [第1 同左] 第2 [同左] [1 同左] 2 [同左] (1) [同左] [ア～セ 同左] [別表(1) —1—1 同左] 別表(1) —1—2 [同左]

- (1) 周波数割当て
周波数の割当てについて、次によりあらかじめ各都道府県に対する使用計画を作成し、これに従って行うものとする。

[A・B 略]

C 四分のπシフト四相位相変調を使用する都道府県デジタル総合通信系を整備している都道府県である場合は、整備できないものとする。ただし、機器更改等のため、四分のπシフト四相位相変調を使用する都道府県デジタル総合通信系から、四値周波数偏位変調を使用する都道府県デジタル総合通信系に移行する場合はこの限りでない。

[(2)・(3) 略]

[別表 (1) —2—1～別表 (1) —4 略]

[(2)・(3) 略]

- (4) 公共業務用（通信事項が消防事務に関する事項の無線局の場合に限る。）

通信事項が消防事務に関する事項の無線局の審査は次の基準により行う。

[ア～ウ 略]

エ 移動通信系

[(ア)～(オ) 略]

(カ) 空中線電力

A デジタル移動通信系の携帯局の無線設備であって、航空機に搭載する場合の空中線電力は、1 W 以下であること。

B 署活動用の陸上移動局の無線設備であって、1 W 以下の空中線電力では山岳地域における活動において通信の確保が困難である場合にあって

- (1) [同左]

[A・B 同左]

C 四分のπシフト四相位相変調を使用する都道府県デジタル総合通信系を整備している都道府県である場合は、整備できないものとする。ただし、機器更改等のため、四分のπシフト四相位相変調を使用する都道府県デジタル総合通信系から、四値周波数偏位変調を使用する都道府県デジタル総合通信系に移行する場合はこの限りでない。

[(2)・(3) 同左]

[別表 (1) —2—1～別表 (1) —4 同左]

[(2)・(3) 同左]

- (4) [同左]

[ア～ウ 同左]

エ [同左]

[(ア)～(オ) 同左]

(カ) [同左]

デジタル移動通信系の携帯局の無線設備であって、航空機に搭載する場合の空中線電力は、1 W 以下であること。

は、(オ) C (A) から (D) までの規定により認められた周波数に限り、1W を超え 5W 以下の空中線電力を指定することができる。この場合においては、次の書類が提出されていること。

- (A) 1W 以下の空中線電力では山岳地域における活動において通信の確保が困難であることが確認できる書類
- (B) (オ) C (A) から (D) までの規定により認められた周波数と近隣の他の免許人が (オ) C (A) から (D) までの規定により認められた周波数が同一周波数である場合は、当該他の免許人との運用調整に関する書類

(キ) 移動範囲

[A~C 略]

D 署活動用の陸上移動局

- (A) 当該市町村等又は東京都の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺とする。ただし、緊急消防援助隊により使用される場合は、全国とする。この場合においては、(オ) C (A) から (D) までの規定により認められた周波数に「この周波数の使用は、免許人の管轄区域及びその周辺以外においては、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動するとき又はその訓練時に限る。」旨の附款を付すものとする。
- (B) (カ) B の規定により、山岳地域における活動のために 1W を超え 5W 以下の空中線電力を指定する場合であって、移動範囲が

(キ) [同左]

[A~C 同左]

D [同左]

- (A) 当該市町村等又は東京都の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺とする。ただし、緊急消防援助隊により使用される場合は、全国とする。この場合においては、(オ) C (A) から (D) までの規定により認められた周波数に「この周波数の使用は、免許人の管轄区域及びその周辺以外においては、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動するとき又はその訓練時に限る。」旨の附款を付すものとする。

当該市町村等又は東京都の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺であるときにあっては、(オ) C (A) から (D) までの規定により認められた周波数に「1W を超える空中線電力の使用は、山岳地域における活動で使用する場合に限る。」旨の附款を付すものとする。また、移動範囲が全国であるときにあっては、(オ) C (A) から (D) までの規定により認められた周波数に「1W を超える空中線電力の使用は、免許人の管轄区域及びその周辺の山岳地域における活動で使用する場合に限る。」旨の附款を付すものとする。

[E・F 略]

[(ク) 略]

[オ～キ 略]

[別表 (4) 略]

[(5) ～ (22) 略]

[3 略]

4 その他

[(1) ～ (13) 略]

(14) 狭帯域デジタル通信方式を使用する固定局

[ア～ウ 略]

エ 伝送の質

[(ア) ～ (ウ) 略]

(エ) 混信保護

[A～F 略]

[E・F 同左]

[(ク) 同左]

[オ～キ 同左]

[別表 (4) 同左]

[(5) ～ (22) 同左]

[3 同左]

4 [同左]

[(1) ～ (13) 同左]

(14) [同左]

[ア～ウ 同左]

エ [同左]

[(ア) ～ (ウ) 同左]

(エ) [同左]

[A～F 同左]

G 60MHz帯において、中心周波数が3.75kHz離調する16QAM (15k) 方式とQPSK (7.5k) 方式の受信機入力における所要D/Uは、次表を標準とする。

<u>希望波</u>	<u>妨害波</u>	<u>D/U</u> <u>(dB)</u>	<u>離調</u> <u>周波数</u> <u>(kHz)</u>
<u>16QAM (15k)</u>	<u>QPSK (7.5k)</u>	<u>20.0</u>	<u>±3.75</u>
<u>QPSK (7.5k)</u>	<u>16QAM (15k)</u>	<u>13.0</u>	

[オ 略]

[(15) ~ (19) 略]

[第3 ~ 第5 略]

[新設]

[オ 同左]

[(15) ~ (19) 同左]

[第3 ~ 第5 同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

意見公募要領

1 意見公募対象

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集
—市町村デジタル同報系防災行政無線等に係る制度整備—

2 意見公募の趣旨・目的・背景

別添の報道資料の「1 概要」のとおり。

3 資料入手方法

e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限内に提出してください。

下記（2）又は（3）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) を利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1050>) の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：j-musen_atmark_soumu.go.jp

総務省 総合通信基盤局 電波部

基幹・衛星移動通信課 重要無線室 宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りくださいますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力御利用くださいますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでくださいますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 重要無線室 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和8年7月11日(土)から令和8年8月10日(月)まで(必着)

(郵送による提出の場合、締切日の消印有効)

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 重要無線室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合

があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 重要無線室

担 当：宮良課長補佐、中島重要無線係長、佐々木官

電 話：03-5253-5888

E-mail：j-musen_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課
重要無線室 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集 ―市町村デジタル同報系防災行政無線等に係る制度整備―」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	御意見